（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　法附則第五条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数、経常態容補正Ⅱ係数及び経常態容補正Ⅲ係数を合算して得た率とする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.3 \times A + 0.3 \times B + 0.4 \times C) \times 0.257$ 0.3 × A、0.3 × B、0.4 × C に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $A = 3.215 \times (b \div a) - 1.215$ b ／ a に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a　「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査について（照会）」（令和８年３月３日付け総行行第89号）に基づく調査（以下この項において「低入札価格調査制度等導入状況調査」という。）において「競争入札を行っていない」に該当する場合は、０とし、それ以外の場合は、１とする。 算式Ⅱ $A = 0.257 \times a + 0.743$ 算式Ⅱの符号 a　「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査について（照会）」（令和８年３月３日付け総行行第89号）に基づく調査（以下この項において「低入札価格調査制度等導入状況調査」という。）において「競争入札を行っていない」に該当する場合は、０とし、それ以外の場合は、１とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　法附則第五条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E + 0.3) \times 0.585$ 0.1 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $A = -0.185 \times a + 19.5$ 算式Ⅰの符号 a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を号に定める額から第五号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と読み替えるものとする。